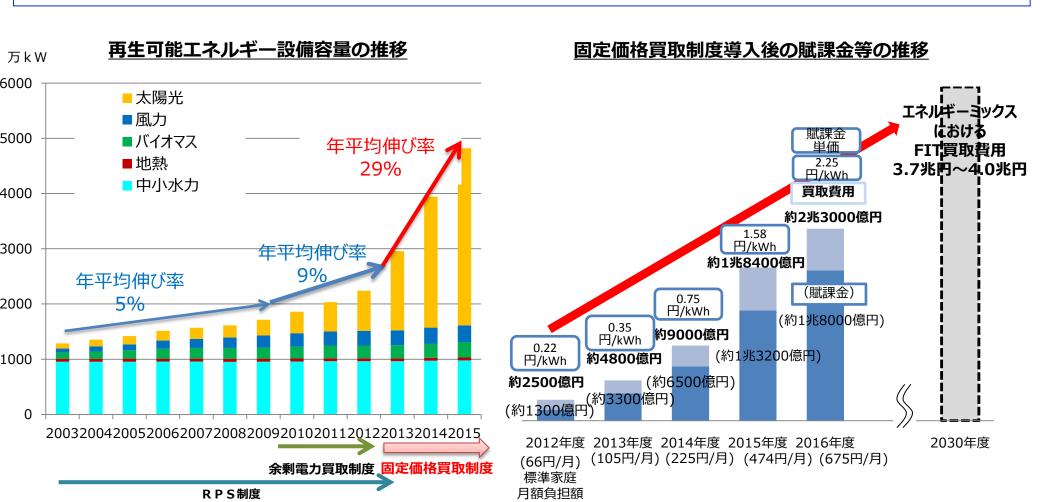
改正FIT法施行に向けて

平成29年1月 資源エネルギー庁

1. 再生可能エネルギーの 導入状況について

エネルギーミックスの実現と国民負担の抑制

- ■再生可能エネルギーの導入拡大は、自給エネルギーの確保、低炭素社会の実現等の観点から重要。2012年の制度開始以来、再生可能エネルギー導入量は約2.5倍に増加しているが、国民負担が増大。
- ■エネルギーミックスの検討においては、電力コストを現状より引き下げた上で、再生可能エネルギー拡大のために投ずる費用(買取費用)を3.7~4.0兆円と設定しているところ。
- 固定価格買取制度の開始後、既に買取費用は約2.3兆円(賦課金は約1.8兆円。平均的な家庭で毎月675円)に達しており、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図るべく、コスト効率的な導入拡大が必要。



再生可能エネルギーの導入状況について

<2016年8月末時点における再生可能エネルギー発電設備の導入状況>

	設備導入量(運転を開始したもの)							認定容量
再生可能	固定価格買取 制度導入前			固定価格質	買取制度導	入後		固定価格買取制度導入後
エネルギー 発電設備 の種類	平成24年6月末 までの累積導入量	平成24年度 の 導入量 (7月~3月末)	平成25年度 の 導入量	平成26年度 の 導入量	平成27年度 の 導入量	平成28年度 の 導入量 (8月末まで)	制度開始後 合計	平成24年7月~ 平成28年8月末
太陽光 (住宅)	約470万kW	96. 9万kW (211,005件)	130. 7万kW (288,118件)	82. 1万kW (206,921件)	85. 4万kW (178,721件)	29. 7万kW (60,088件)	424.8万kW (944,853件)	500.4万kW (1,099,098件)
太陽光 (非住宅)	約90万kW	70. 4万kW (17,407件)	573. 5万kW (103,062件)	857. 2万kW (154,986件)	830. 6万kW (116,700件)	263. 3万kW (34,753件)	2595.0万kW (426,908件)	7,527.0万kW (877,481件)
風力	約260万kW	6. 3万kW (5件)	4. 7万kW (14件)	22. 1万kW (26件)	14. 8万kW (61件)	9. 0万kW (26件)	56. 9万kW (132件)	303. 3万kW (1, 794件)
地熱	約50万kW	0. 1万kW (1件)	0万kW (1件)	O. 4万kW (9件)	0. 5万kW (10件)	O万kW (3件)	1. 0万kW (24件)	7. 9万kW (8 5件)
中小水力	約960万kW	0. 2万kW (13件)	O. 4万kW (27件)	8. 3万kW (55件)	7. 1万kW (90件)	4. 8万kW (48件)	20.8万kW (233件)	79. 1万kW (512件)
バイオマス	約230万kW	1. 7万kW (9件)	4. 9万kW (38件)	15. 8万kW (48件)	29. 4万kW (56件)	12. 1万kW (31件)	63. 9万kW (182件)	403.3万kW (453件)
合計	約2,060万kW	175. 6万kW (228,440件)	714. 2万kW (391,260件)	986. 0万kW (362,045件)	967. 7万kW (295,638件)	318. 9万kW (94,949件)	3162.5万kW (1,372,332件)	8,820.9万kW (1,979,423件)

[※] バイオマスは、認定時のバイオマス比率を乗じて得た推計値を集計。

[※] 各内訳ごとに、四捨五入しているため、合計において一致しない場合があります。

2012年7月 固定価格買取制度開始

(制度開始後4年で導入量が2.5倍に増加)

顕在化してきた課題

太陽光に偏った導入

- ✓ 太陽光発電の認定量が約9割
- ✓ 未稼働の太陽光案件(31万件)

国民負担の増大

- ✓ 買取費用は2016年度に約2.3兆円
- ✓ ミックスでは2030年に3.7~4.0兆円を 想定

電力システム改革

✓ 小売自由化や広域融通とバランスを取った 仕組み

改正FIT法:2016年5月成立、2017年4月施行

1. 新認定制度の創設

- 未稼働案件の排除と、新たな未稼働案件発生を防止する仕組み
- 適切な事業実施を確保する仕組み

2. コスト効率的な導入

- 大規模太陽光発電の入札制度
- 中長期的な買取価格目標の設定

3. リードタイムの長い電 源の導入

地熱・風力・水力等の電源の導入拡大を後押しするため、複数年買取価格を予め提示

4. 減免制度の見直し

■ 国際競争力維持・強化、省エネ努力 の確認等による減免率の見直し

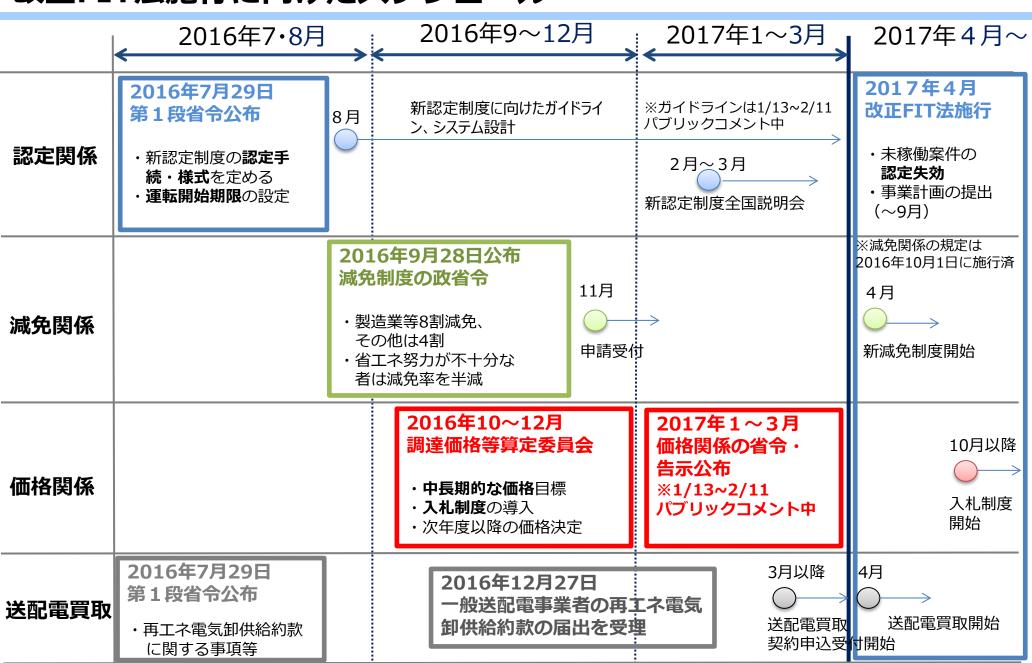
5. 送配電買取への移行

- F I T電気の買取義務者を小売事業者から送配電事業者に変更
- 電力の広域融通により導入拡大

再エネ最大限の導入と国民負担抑制の両立

エネルギーミックス:22~24%の達成に向けて(2030年度)

改正FIT法施行に向けたスケジュール



2. 認定

→ 発雷事業終了

新認定制度の概要

【認定申請から発電事業終了までの流れ】

接続申込み

接続契約 —— 負担金支払

認定取得

特定契約 (買取契約)

認定申請

※接続契約締結前の申請を可能とする

調達価格の決定・

運転開始期限の設定

工事

太陽光10kW以上: 3年(超過の場合、調達期間短縮)

10kW未満:1年(超過の場合、認定失効)

<認定申請の流れ>

■太陽光50kW未満以外

- ①WEB上で申請情報を入力
- ②登録画面を印刷したものに必要 な書類を添付
- ③各経済産業局に発送

■太陽光50kW未満

- ① WEB上で申請情報を入力
- ②添付書類をPDF等でアップロード
- ③代行申請機関に登録
- ※接続同意を証する書類について は、申請時点に必須としないた め、接続契約締結前でも申請 可能。
- ※変更手続についても、認定申請 同様の流れで申請を行う。

<認定基準 (新制度で追加される主なもの)>

1. 事業の内容が基準に適合すること

適切に保守点検及び維持管理するために必要な体制を整備し、実施するものであること

外部から見やすいように事業者名等を記載した標識を掲げるものであること(太陽光20kW未満除く)

設置に際し要した費用、運転に要する費用、発電量等に関する情報について経済産業大臣に提供するものであること

発電設備の廃棄その他事業を廃止する際の設備の取扱い に関する計画が適切であること

(バイオマスの場合)発電に利用するバイオマスを安定的に 調達することが見込まれること

(地熱の場合) 地熱資源の性状及び量の把握を運転開始前から継続して行うことその他の必要な措置を講ずること

2. 事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれること

接続することについて電気事業者の同意を得ていること

3. 設備が基準に適合すること ※ほぼ現行を踏襲

(1~3共通)

関係法令(条例を含む)の規定を遵守するものであること

<地域と共生しつつ、長期安定的な発電を確保する仕組み>

>(設備更新)······

認定申請 段階

> 運転開始

認定申請情報を関係省庁・自治体に共有

関係省庁や自治体において、土地利用規制等の関係法令・条例の遵守を確認できるよう認定申請情報をシステムで共有

認定基準に基づく事業計画の審査

適切なメンテナンスの実施、関係法令・条例 の遵守など、事業が適切に実施される見込 みがあることを認定時に確認

認定段階

認定情報の公表

認定した事業計画(住宅用太陽光等 10kW未満を除く)の主要な情報を広く一 般に公表

事業実施 段階

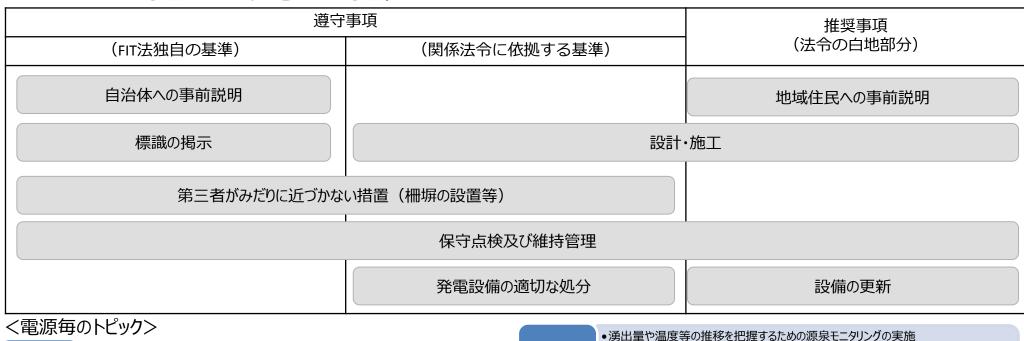
事業計画に違反した場合の指導等

関係省庁・自治体からの情報提供などを基に、 関係法令・条例違反等、認定基準への違反が 判明した場合は、FIT法に基づいて指導・改善 命令・認定取消しを行いうる 事業計 画策定ガ ラ ンによ る適正 立な事業 実施 の 促進

電源別事業計画策定ガイドライン

- FIT認定を受けた再生可能エネルギー発電事業者における適正な事業実施の確保を図るため、認定制度が従来の「設備認定」から「事 業計画認定 に変更され、メンテナンスや設備撤去・処分等の計画の適切性も含めて審査の上、認定されることとなった。(省令を昨年 7 月に公布し、本年4月に施行。)
- 事業計画策定ガイドラインは、上記の事業計画認定における認定基準を具体化するため、各電源毎に策定し、認定基準や関係法令の 規制がかからない事項について適切な実施を促すものを記載するものとしている。(なお、現在パブリックコメント中。)

くガイドライン記載事項の整理(全電源共通事項)>



太陽光

風力

- ●民間ガイドライン等を参考とした、適切な保守点検及び維持管理の実施(電事法の 規制が緩い50kW未満も対象)
- ●民間ガイドライン等を参考とした、適切な設計・施工
- ●周辺環境への反射、騒音等に対する適切な措置
- ●風況、落雷、着氷等の気象条件等についての事前調査の実施
- ●適切な保守点検及び維持管理の実施(電事法の規制が緩い20kW未満も対象)

地熱

- ・植生や家屋等への影響を把握するための蒸気の大気放散のモニタリングの実施
- ●地元の自治体、地域住民、温泉事業者等との関係構築

バイオマス

- 燃料となるバイオマスを安定的に調達できる体制の構築
- ●同一種類のバイオマスを利用している既存事業者への配慮

中小水力

•水利使用に係る手続の適切な実施

認定の経過措置:現行のFIT法に基づく認定制度に係る経過措置

- 新FIT法施行日(平成29年4月1日)において、<u>既に接続契約締結済み(発電開始済みを含む)の</u> **案件**については、新認定制度による**認定を受けたものとみなす**。【附則第4条】
 - →施行日前日までに電力会社と接続契約を締結していない案件は、現在のFIT法に基づく認定が失効する。【附則第7条】
- このような「みなし認定」案件については、新法に基づき認定を受けた場合と同様に、**みなし認定に 移行した時点から6ヶ月以内に事業計画に関する書類提出を求める**。 【附則第4条】
 - ※なお、この提出書類については、 事業の実態等を踏まえ住宅用太陽光発電(10kW未満)にはできるだけ簡素なものとする。

施行予定日(本年4/1)における事業進捗と経過措置の関係

一	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	接続請求		2約締結 金契約を含む)	運転開始	台	
プロセス				送電線や発電所の建	設工事等		
		接続契約締結に至らない	>	接続契約締結済みの	D	発電開始済み	>
		もの		もの		のもの	
<u>経過</u> 措置		原則、 旧認定失 效 <u>※以下例外</u>	ከ	新認定を	受けたもの	Dとみなす	
∠ /Til (-							

<例外>

■ ただし、以下の場合には、電力会社との接続契約にかかる時間を考慮した猶予期間を設定し、その期間内に接続契約を締結すれば、新FIT法の認定とみなす。

認定から施行日までに十分な期間(9ヶ月)を確保できない場合

認定から9ヶ月の猶予期間

電力会社との系統入札プロセス(※)に入っている場合

プロセス終了から6ヶ月の猶予期間

※ 系統増強の工事費負担金を複数の事業者で共同負担するための手続き。

(参考) 電源接続案件募集プロセス

- 「電力会社との系統入札プロセスに入っている場合」とあるが、系統増強の工事費負担金を複数の 事業者で共同負担する「電源接続案件募集プロセス」が整備されているところ。
- 現在、28エリアで当該プロセスが実施中(2016年12月末時点)。

電源接続案件募集プロセス実施中の案件

(広域機関ウェブサイトを基に作成)

東北電力管内			中国電力管内		
(エリア名)	(開始決定日)	(プロセス完了予定)	(エリア名)	¦ (開始決定日)	(プロセス完了予定)
福島県相馬エリア	2016/1/19	2017年2月下旬頃	岡山県北東部エリア	2016/3/31	2017年3月下旬頃
宮城県鳴子岩出山エリア	2016/3/15	2017年3月中旬頃	九州電力管内		
岩手県宮古久慈エリア	2016/3/29	2017年6月上旬頃	(エリア名)	(開始決定日)	(プロセス完了予定)
福島県南エリア	2016/6/1	2017年8月上旬頃	長崎市琴海エリア	2016/7/6	2017年7月上旬頃
福島県白河エリア	2016/6/17	2017年6月中旬頃	宮崎県都城エリア	2016/7/20	2017年7月上旬頃
青森県八戸エリア	2016/7/19	2017年10月下旬頃	宮崎県日向・一ツ瀬エリア	2016/7/20	2017年7月上旬頃
福島県矢吹石川エリア	2016/7/19	2017年7月中旬頃	大分県速見エリア	2016/7/20	2017年7月下旬頃
新潟県村上エリア	2016/9/30	2017年9月中旬頃	大分県西大分エリア	2016/7/20	2017年7月下旬頃
東北北部エリア	2016/10/13	2018年9月下旬頃	大分県日田エリア	2016/7/20	2017年7月下旬頃
東京電力管内			鹿児島県霧島エリア	2016/7/20	2017年8月下旬頃
(エリア名)	(開始決定日)	(プロセス完了予定)	鹿児島県大隅エリア	2016/7/20	2017年8月下旬頃
群馬県西部エリア	2015/10/27	2017年3月上旬頃	熊本県人吉エリア	2016/7/20	2017年9月下旬頃
栃木県北部・中部エリア	2015/10/27	2017年3月上旬頃	熊本県御船・山都エリア	2016/7/20	2017年9月下旬頃
山梨県北西部エリア	2015/10/27	2017年2月下旬頃	鹿児島県入来エリア	2016/10/26	2017年8月下旬頃
千葉県南部エリア	2015/10/27	2017年3月上旬頃	宮崎県紙屋エリア	2016/12/21	2017年12月上旬頃
千葉県中西部エリア	2015/10/27	2016/12/14成立	福岡県北九州市若松響灘エリア	2016/12/21	2017年12月上旬頃

(参考) 系統入札プロセスに関する経過措置

■ 電源接続案件募集プロセスについては、プロセス開始申込みから開始決定までの標準処理期間が1ヵ月程度とされているが、開始決定までに数か月を要する場合もあること等から、経過措置を希望する場合は早期のプロセス開始申込みを行うよう広域機関より注意喚起がなされている。

FIT法改正における電源接続案件募集プロセス関係の経過措置適用のための早期のプロセス開始申込みについて(注意喚起)

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(通称:FIT法)等の一部を改正する法律が平成28年6月3日に公布されました。改正後のFIT法では、法の施行日前日までに電力会社との接続契約が締結されていない場合、取得済みの設備認定が失効します。

ただし、平成28年7月29日公布の同法施行規則の一部を改正する省令により、法施行日(平成29年4月1日)の前日までに開始が公表された電源接続案件募集プロセスに参加している案件※1については、法改正に伴う経過措置として、同プロセスの完了の翌日から6か月間の猶予期間が設定されます※2。

同プロセスの開始については、プロセス開始申込みから開始決定までの標準処理期間を1か月程度としておりますが、接続検討の前提とした系統状況から変動が生じている場合など開始決定までに数か月を要する場合や不開始となる場合もあります。

また、経過措置適用に向けて平成28年度末にかけてプロセス開始申込みが集中した場合は、標準的な案件でも通常より長期の処理期間を要することになります。

以上のことを踏まえると、プロセス開始申込みが遅いほど、法施行日より前にプロセスが開始されずに経過措置適用とならず、取得済みの設備認定が失効するリスクが高まることから、プロセス開始申込みをご検討中で上記の経過措置の適用を希望される場合は、可能な限り早期のプロセス開始申込みに努めていただきますようお願いします。

- ※1 最終的に接続契約を締結してみなし認定を受けるためには、プロセスに応募するだけでなく、 入札により優先系統連系希望者となった上で工事費負担金補償契約の締結等の手続を進め、 プロセス完了後に送電系統を運用する一般送配電事業者と接続契約を締結する必要があります。
- ※2 詳細は国からのお知らせをご確認ください。 経済産業省資源エネルギー庁HP「なっとく!再生可能エネルギー」 http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/

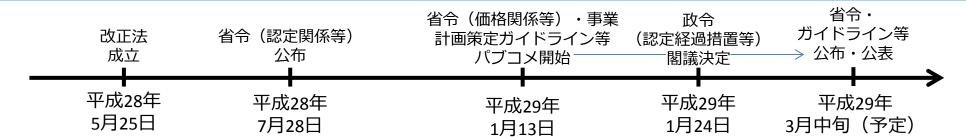
太陽光発電の接続契約・認定状況(2016年6月末時点)

- 2016年6月末時点で、FIT認定を受けている太陽光発電の容量は8,486万kW、接続申込済(接続済、接続契約済を含む)の容量は6,753万 k W。
- 新法では、2017年3月末までに、接続契約を締結していない案件は、失効することとなり、それまでに確実に接続契約を締結するには、標準処理期間である9ヶ月前の2016年6月末までに接続申込を行う必要がある。
- そのため、2016年6月末時点でまだ接続申込を行っていない約1,700万kWは、送配電等業務指針に 定める標準処理期間(9ヵ月)を満たさず、新法施行時に失効する可能性※がある。
 - ※ただし、その全てが失効するわけではなく、以下のものが失効対象から除かれる可能性がある。
 - ①低圧区分であり、申込から1ヵ月程度で契約に至るもの
 - ②募集プロセス対象であり、プロセス完了6ヵ月後まで経過措置が適用されるもの
 - ③7月以降の新規認定であり、認定9ヵ月後まで経過措置が適用されるもの
 - ④電力会社の技術検討等が比較的早期に完了したため、申込から9ヵ月以内に契約に至るもの
- また、2016年6月末に接続申込を行った場合でも、資金調達や土地の取得等の事業者事由により、事業の実施に至らない可能性もある。

	接続済	接続契約済	接続申込済	FIT認定済 (新規+移行)
容量	3,384万kW	4,747万kW	6,753万kW	8,486万kW
(件数)	(2,504,516件)	(2,644,332件)	(2,727,697件)	(3,149,282件)

※接続済、接続契約済、接続申込済には、FIT外の発電設備も含まれる。

新認定制度等についての周知状況



周知第1段:平成28年6月~7月

○周知の内容

1. 未稼働案件へのメール・はがきでの周知

- ・全ての未稼働案件及び、認定申請中の設置事業者 (名寄せ後の数字で約16万件)に対して、メール またははがきで<u>個別に周知を行った</u>。
- ・周知事項は、
 - ①平成29年3月31日までに接続契約を締結しなければ原則認定が失効になること
 - ②そのために<u>平成28年6月30日までに接続契約を</u> <u>申し込む必要がある</u>こと
 - の2点。
- ・上記の内容については、昨年6月10日に全国紙 (日経・朝日・読売)+地方紙に新聞広告を掲載。

2. 全国ブロック説明会

・新認定制度(認定の経過措置や運転開始期限)、
 価格関係、送配電買取、減免制度の見直しなど、
 新FIT法の内容について、昨年6月~7月に全国11か所で説明会を実施。(全国で約2,400人が参加)

周知第2段:平成29年1月~3月

○周知の内容

1.全認定案件へのメール・はがきでの周知

- ・全認定案件(約128万件、名寄せ後)に対し、 メール(1月下旬)またははがき(2月中旬)で 個別に周知を行う予定。
- ・周知事項は、
 - ①接続契約の締結期限(平成29年3月末)の再周知
 - ②<u>4/1以降の新FIT法の内容</u>(新認定制度、入札制度、送配電買取)

の2点を中心に周知を行う予定。

・また、上記の内容について、全国紙(日経・朝日・ 読売)+地方紙において、3月上旬に新聞広告を 掲載予定。

2. 全国ブロック説明会

・新FIT法の内容について、2月14日より、全国11か所で説明会を実施予定。新認定制度(事業計画策定 ガイドライン)や入札制度、送配電買取などについて説明予定。(全国で約4,300人の参加を想定)

3. 価格

新FIT法における新たな価格決定方式について

- 新FIT法では、価格決定方式として、新たに①価格目標の設定、②複数年度価格設定、③入札制の導入が盛り込まれている。
- 今回の**調達価格等算定委員会**では、新FIT法の内容を踏まえて議論を行い、**12月13日に意見が取りま とめ**られたところ。その意見を尊重して、経済産業大臣が年度末までに買取価格を決定する。

① 価格目標について

- ・これまでは、通常要する費用を基礎に調達価格を算定していたが、事業者の努力やイノベーションによるコスト低減を促す観点から、電源(買取区分)毎に中長期的な買取価格の目標を経済産業大臣が設 定することとし、買取価格の決定においては価格目標を勘案して定めるものとした。
 - ⇒全電源に適用。

②複数年度の買取価格の設定

- ・リードタイムの長い電源については、事業化決定後も、適用される買取価格が決定していないリスクを 負いながら、事業の具体化(環境アセスメントや地元調整等)を進めざるをえないことが課題であっ た。このため、新法では、必要に応じ、事業者の予見可能性を高めるため、予め複数年度の調達価格 設定を行うことが可能とした。
 - ⇒リードタイムの長い電源(風力、地熱、中小水力、バイオマス) (こ適用。

③入札制度について

- ・事業者間の競争を通じた更なる価格低減を実現するため、買取単価について入札を行うことが国民負担 の軽減につながる際には、入札対象の電源区分等を指定することができることとした。
 - ⇒大規模な事業用太陽光 (2,000kW以上) に適用。

■ 調達価格等算定委員会において示された具体的な価格目標は以下のとおり。

<太陽光>

・FITからの自立を目指し、以下の水準を達成。

・非住宅用太陽光:2020年に発電コスト14円/kWh、

2030年に発電コスト7円/kWh

・住宅用太陽光: 2019年に調達価格が家庭用電気料金並み、

2020年以降、早期に売電価格が電力市場価格並み

〈風力〉

- ・20kW以上陸上風力:2030年までに、発電コスト8~9円/kWhを実現。FITから自立した形での導入を目指す。
- ・20kW未満の小型風力発電:導入動向を見極めながら、コスト低減を促し、FITからの中長期的な自立化を図る。
- ・洋上風力発電:導入環境整備を進めつつ、FITからの中長期的な自立化を図る。

<地熱>

- ・当面は、FITに加え、地元理解促進や環境影響評価手続の迅速化等により、大規模案件の開発を円滑化。
- ・中長期的には、技術開発等により開発リスク・コストを低減し、 FITからの自立化を図る。

〈中小水力〉

- ・当面はFITに加え、流量調査等によるリスク低減を進め、新規地点開発を促進。
- ・新規地点開発後は低コストで発電可能であることも踏まえ、技術開発によるコスト低減等を進め、FITからの中長期 的な自立化を図る。

<バイオマス>

・燃料の集材の効率化等の政策と連携を進めながら、FITからの中長期的な自立化を図る。

18

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
事業用太陽光 (10kW以上)	40円	36円	32円	2 9円 2 7円※1 ※1 7/1~(利潤配刷	24円	21円 _{※3} ※3 2MW以上は	今年度では 決定せず は入札(平成29年10.	今年度では 決定せず 日に第1回予定)
住宅用太陽光 (10kW未満)	42円	38円	3 7円	33円 35円※2 ※2出力制御対応機	3 1円 3 3円 _{※2}		26円 28円 _{※2}	24円 26円 _{※2}
		Ž	2 2 円(20kw以_		名前以 巨我 労の リ	22 円※4 (ZOKWYLE) 円※4	20円 ※4 (20kw以上)	19円 (20kW以上)※4
風力			55円 _{(20kW未満}		羊上風力)	据え置き	今年度では 決定せず 据え置き	今年度では 決定せず
地熱			2 6円(15000kW以 1 0円(15000kW未)	·			据え置き	
			(1000kW以上3000kW来)				(5000kW以上30000 (1000kW以上5000	
水力			円(200kW以上1000k 3 4 円(200kW未満			据え置き		
			3 4 门(200kW未流				据え置き	
	32円(間伐材等由来の木質バイオマス) 40円 (2000kW未満) (間伐材等 32円 由来の木質 バイオマス) 据え置き							
バイオマス		2 4 円(一般木質バイオマス・農作物残さ)				1 1 1	1円 (20000kW J 4円(20000kW未	
		13円(建設資材廃棄物)				据え置き		
			一(一般廃棄物・その他の			別途、新規認	据え置き	

リプレース案件のFIT認定時期(価格決定時期)について①

- 我が国の再生可能エネルギー比率を継続的に高めていくためには、リプレースが重要。
- リプレース案件は、新設時と比較した場合に低コスト・低リスクでの導入が可能であることから、調達価格等算定委員会において、新たに風力・地熱について、リプレース案件の買取価格区分を創設する方向で意見が取りまとめられた。また、調達価格等算定委員会においては、円滑なリプレースの実施に当たっては、FIT認定手続きの整備が課題との指摘があった。
- リプレース案件のFIT認定取得時期としては、現状では、同一の場所で重複したFIT認定は認められていないため、既存案件のFIT認定期間が切れる時点で、新たにFIT認定を受けることとなる。
- また、新法では、FIT認定時に接続契約が求められることとなるが、既存の案件の接続枠を継承する場合は、その廃止を前提として接続契約を締結していることから、原則としては、既存の案件の接続契約が終了した時点で、新たにFIT認定を受けることになる。
- 他方、既存の案件の運転終了から、リプレース後の案件の着工までの期間が短く(=発電してない期間が短く)できれば、再生可能エネルギー発電事業を、より継続的に実施することが可能である。そのため、既存の発電設備のFIT買取期間や、接続契約が終了する前から、FIT認定を受けられるようにすることを検討すべきではないか。
- ただし、FIT認定の前倒しを行う場合は、その期間は合理的である必要があり、過度にFIT認定の前倒しが行われることとなると、価格決定時点と運転開始時期が著しく乖離する弊害を考慮するべきである。
- また、従来FIT認定を受けておらず、新たにリプレースでFIT認定を受ける場合においても、価格決定時点と運転開始時期が著しく乖離するのは適切ではないことから、同様にFIT認定の期限を設定するべきではないか。

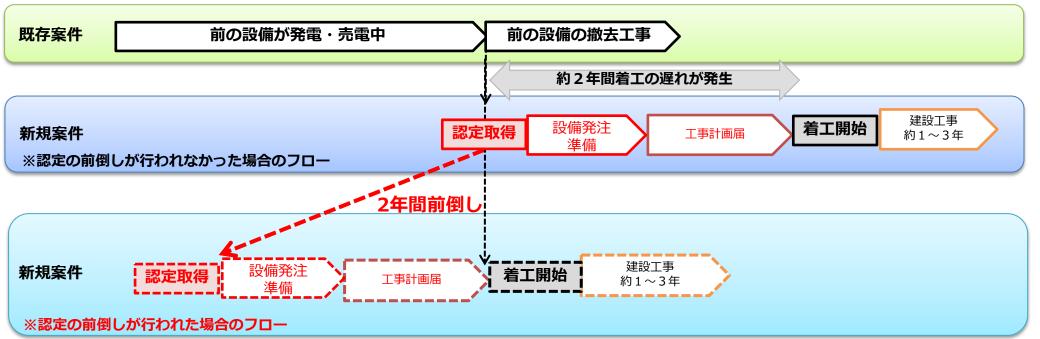
【平成29年度以降の調達価格等に関する意見(調達価格等算定委員会意見)より抜粋】

■なお、リプレースに当たっては、FIT認定手続の整備や環境影響評価手続の迅速化、効率化等が課題であると委員からの指摘があった。

リプレース案件のFIT認定時期(価格決定時期)について②

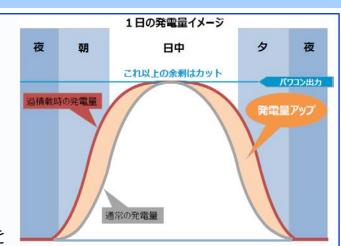
- リプレース案件のFIT認定時期の設定に当たっては、円滑な事業実施という観点からは、既存の設備の接続終了時点で、すぐにリプレース案件が着工できることが重要。
- そのため、FIT認定の取得後から着工までに必要な手続きにかかる期間と同等の期間を、既存の設備の接続終了時期から前倒しし、FIT認定を得られるようにすべきではないか。
- 具体的にFIT認定取得後(価格決定後)に行われる手続きとしては、発電設備の発注や工事計画届の 提出(風力発電の場合、環境影響評価が終了し、工事計画届が提出可能となってから、着工開始まで 平均14ヶ月)が必要である。
- また、認定取得後に取得できる許認可等の関連手続き期間や、水車等の発電設備の納入期間等に係る リスクも存在することから、過度な前倒しではない合理的な期間として、既存の設備の接続終了時点 よりも2年程度前の時点でFIT認定を取得可能とすることとしてはどうか。

【リプレースにおける、接続・認定・関連手続き等のタイミング】



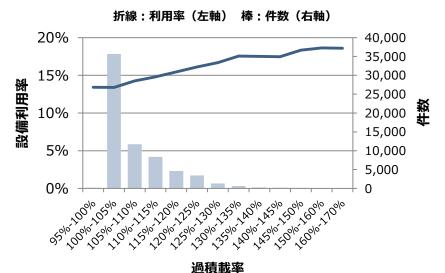
事後的な太陽光パネル容量の増加への対応

- 太陽光発電の設備認定において、太陽光パネルの合計出力とパワコンの定格 出力のどちらか低い方(=系統への接続容量)が「発電出力」として登録され、 「発電出力」を増加させる場合は変更認定を行い、その時点の調達価格に変 更されることとなっている。
- このため、パネルの出力より定格出力が小さいパワコンを使用した場合(いわゆる「過積載」)、「発電出力」はパワコンの出力となり、パネルの枚数を増加しても調達価格は変更されない。
- 調達価格等算定委員会において、過積載については「蓄電池を併設した形で、 過積載率を高めている事例も見られるため、 実態を調査した上で、必要な対応を 検討すべき」との指摘があった。



■ 認定取得後に過積載が行われる場合、例えば、40円案件や36円案件が調達価格を維持したまま、適用される調達価格の想定コストより安価に設備を設置することが可能となるため、国民負担との関係でどのように対応すべきか、今後、調査・検討を進めていく。

<過積載設備10kW以上の設備利用率>



<過積載設備と非過積載設備の比較>

- ■発電出力50kW・調達価格36円/kWhの場合
- ①過積載率100% (パネル出力50kW)
 - 【想定設備利用率13.4%】
- →発電量 58,692kWh/年 売電収入 211万2912円/年
- ②過積載率150% (パネル出力75kW) 【想定設備利用率20.4%】
- →発電量 89,352kWh/年 売電収入 321万6672円/年

4. 入札

入札制度の趣旨

- 入札制度については、新FIT法上、経済産業大臣は、①買取単価について入札を行うことが国民負担の 軽減につながる際に、②入札対象の電源区分等を指定することができ、その際には、③入札実施指針 を策定することとしている。
- 入札実施指針において定めるべき事項は新FIT法に下記の通り規定されている。
- ▶ 新FIT法第4条第1項

経済産業大臣は、供給することができる**再生可能エネルギー電気の1キロワット時当たりの価格**(以下「供給価格」という。)**の額についての入札により**第9条第3項の**認定を受けることができる者を決定することが、再生可能エネル ギー電気の利用に伴う電気の使用者の負担の軽減を図る上で有効であると認めるとき**は、(略)**再生可能エネルギー発 電設備の区分等を指定**することができる。

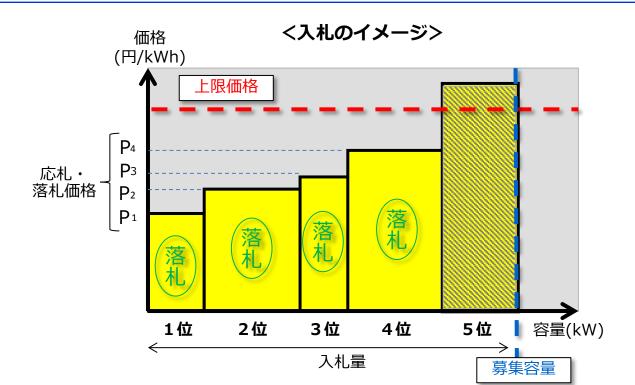
▶ 改正法第5条第1項

経済産業大臣は、前条1項の規定による指定をするときは、当該指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等に おける入札の実施に関する指針(以下「入札実施指針」という。)を定めなければならない。

- ➤ 新FIT法第5条第2項 入札実施指針には、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - 一号 入札の対象とする再生可能エネルギー発電設備の区分等
 - 二号 入札に付する再生可能エネルギー発電設備の出力の量(第7条第3項及び第5項において「入札量」という。
 - 三号 入札の参加者の資格に関する基準
 - 四号 入札の参加者が提供すべき保証金の額並びにその提供の方法及び期限その他保証金に関する事項
 - 五号 供給価格の額の上限額(第5項及び第7条第3項において「供給価格上限額」という。)
 - 六号 入札に基づく調達価格の額の決定の方法
 - 七号 入札に付する再生可能エネルギー発電設備の区分等に係る調達期間
 - 八号 入札の落札者における第9条第1項の規定による認定の申請の期限
 - 九号 前各号に掲げるもののほか、入札の実施に必要な事項

入札制度の概要・イメージ

- 調達価格等算定委員会における、入札制度に関する主な意見は以下の通り。
 - ・当面の入札対象: 2 MW以上の事業用太陽光発電。
 - ・実施時期:第1回は平成29年10月を目途に実施。
 - ※ 試行的期間:平成29年度及び平成30年度(2年間で合計3回実施)。
 - ・入札量:第1回~第3回で合計1~1.5GW。第1回は、500MW。
 - ・上限価格:第1回は21円/kWh。第2回・第3回は第1回の結果を検証して設定。
 - ・落札者の調達価格等:第1回~第3回においては応札額を調達価格として採用 (pay as bid 方式)。調達期間は20年間。

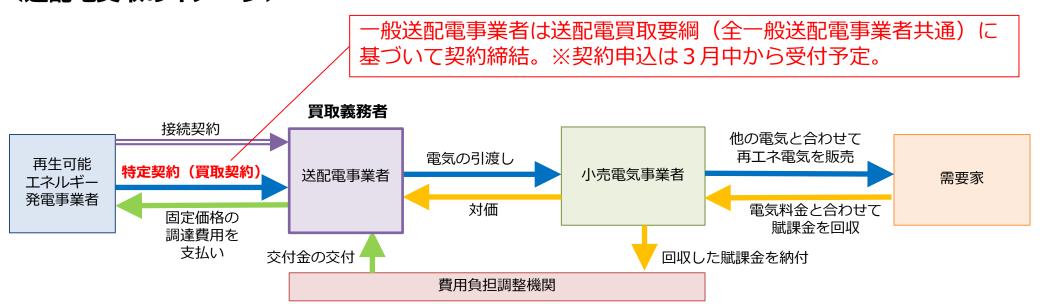


5. 送配電買取

送配電買取について

- 新FIT法においては、FIT電気の買取義務を負う電気事業者は、送配電事業者(一般送配電事業者と特定送配電事業者)となる。なお、本年3月31日までに締結された買取契約(特定契約)は、改正法施行後も引き続き有効であり、契約期間満了まで小売買取を継続することが可能となる。
- 送配電事業者が F I T電気の買取を行うに当たっては、平等・公平の条件で行うことが求められるため、一般送配電事業者は全社共通で「<u>送配電買取要綱</u>」を定めることとしている。国としても、同要綱の内容及び実際の買取の適切性について確認していく。
- また、現在のモデル契約書は、小売買取を前提としたものであり、送配電買取の実施に伴いその役割を終えるため、本年4月1日以降廃止するものとする。

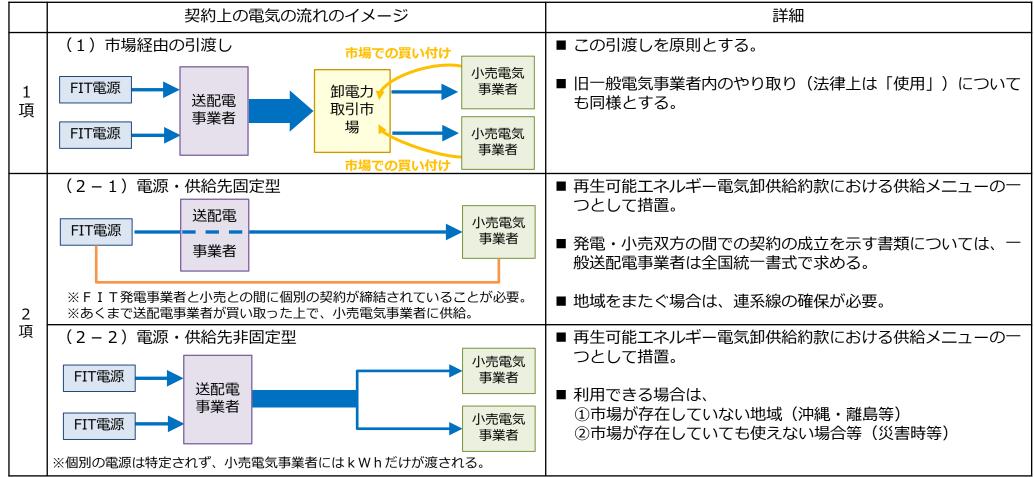
<送配電買取のイメージ>



送配電事業者が買い取ったFIT電気の引渡し方法

- 送配電事業者が買い取ったFIT電気については、①原則として卸電力取引市場を通じた取引により小売電気事業者に供給する、②FIT発電事業者と小売電気事業者との間の合意に基づき、電源を特定した上で相対供給する、③電源を特定せずに小売に相対供給する、という3つの方法を用意している。
- 一般送配電事業者については、全社が昨年12月27日に再生可能エネルギー電気卸供給約款の経済産業大臣への届出を行ったところ。②については、FIT発電事業者と小売電気事業者の間の合意を証明する全国統一フォーマットの提出を条件としている。

<新FIT法第17条に基づく引渡しの詳細(省令事項)>



送配電買取における FITインバランス特例

■ 送配電買取においても、計画値同時同量制度とFIT(全量買取)との整合性を保つため、FIT発電 事業者の代わりに送配電事業者または小売電気事業者が発電計画を作成し、インバランスリスクを負う FITインバランス特例を設けることとする。

<FITインバランス特例の類型>

特例制度の	計画発電	インバラン ス精算主体			取
類型	量の設定	等	適用の有無	適用の有無	引き渡し形態
特例制度①	一般送配電 事業者	小売電気事業 者 (リスクなし)	0	0	(2-1)電源を特定した小売電
特例制度②	小売電気事 業者	小売電気事業 者 (リスクあり)	0	0	気事業者との相対供給
特例制度③	送配電事業 者	送配電事業者	_	0	(1)市場経由の引渡し (2-2)電源を特定しない小売 電気事業者との相対供給

[※] 発電者の立場からは、いずれの場合においても、計画値同時同量制度における特例制度を選択しないことも可能。

^{※ (2-2)}電源を特定しない小売電気事業者との相対供給の場合、個別のFIT電源が特定されず、発電BGを設定できないため、特例制度③の適用となる。

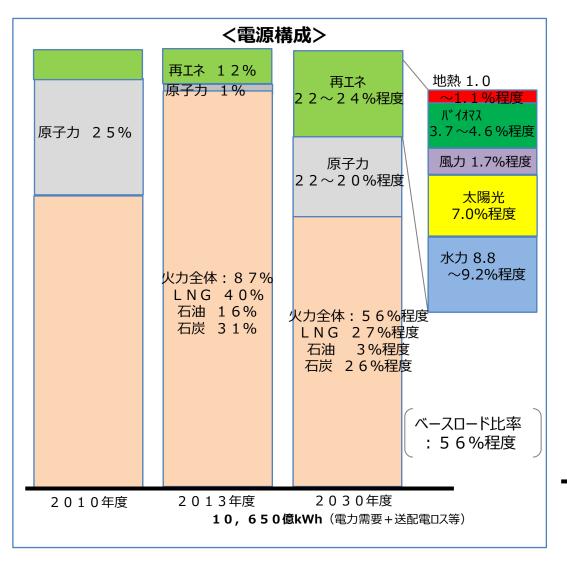
[※] バイオマス発電のうち、化石燃料を混焼しているものは、FIT小売買取制度時同様に、特例制度①の対象外とする。(ただし、ゴミ発電など化石燃料混焼ではない混焼バイオマスは特例制度①の対象とする。)

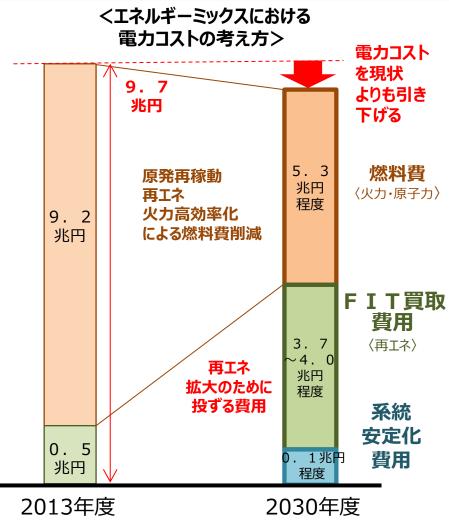
[※] インバランスリスク分も引き続きFIT交付金対象とする。

参考

(参考1-1) エネルギーミックス

■安全性の確保を大前提としつつ、安定供給、経済効率性、及び環境適合に関する具体的な政策目標を 同時に達成するエネルギーミックスを2015年7月に策定。

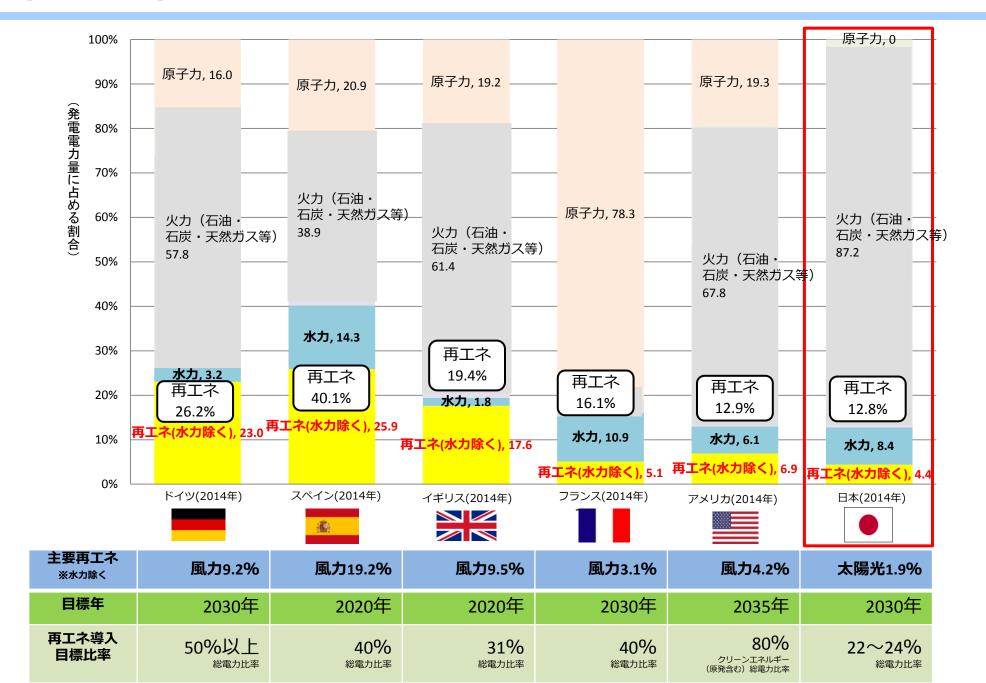




(注) 再エネの導入に伴って生じるコストは買取費用を計上している。 これは回避可能費用も含んでいるが、その分燃料費は小さくなっている。

出典:「長期エネルギー需給見通し関連資料」より

(参考1-2) 主要国の再生可能エネルギーの発電比率



(参考2-1)新認定制度等についての周知(周知第1段、新聞広告の例)

再生可能エネルギーの固定価格買取制度のお知らせ

平成29年4月1日から 固定価格買取制度が変わります。

接続契約の締結がお済みでない方へ

●新制度への移行にあたり、電源の種別(太陽光・風力・地熱・水力・バイオマス)や規模を問わず、 既に認定を受けている方で、

平成29年3月31日までに電力会社との接続契約(注)が 締結出来ていない場合には、原則、認定が失効します。

- (注)「接続契約」には、工事費負担金の支払いに関する契約を含みます。 その他、詳細は下記のHPをご覧ください。
- ●未だ接続の申込みがお済みでない方は、

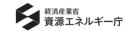
工事費負担金の算出などに一定の期間(9ヶ月程度) かかることがありますので、認定が失効しないよう、 早めの接続のお申込みをお願いします。

※なお、平成29年3月31日までに接続契約の締結をご希望の場合、平成28年6月30日までに接続のお申込みを していただくよう各電力会社からご案内がされています。詳細は、各電力会社のHP等でご確認下さい。

詳細は、なっとく!再生可能エネルギー 検索



| お問い合わせ窓口 | 0570-057-333 (土日祝、年末年始を除く)



再生可能エネルギーの固定価格買取制度のお知らせ

当制度を利用して太陽光発電を行う方へ

平成28年8月1日以降に接続契約を 締結する場合、運転開始期限が設けられます

【10kW以上の太陽光発電】認定を取得してから3年 ※1 【10kW未満の太陽光発電】認定を取得してから1年 ...。

運転開始期限が設けられた場合、運転開始前に太陽光パネルを変更したり、 出力を減少させても買取価格は変更されません(出力が増加する場合は除きます)。

なお、来年度から制度が新しくなるにあたり

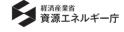
平成29年3月31日までに接続契約が締結できない場合には、 原則、認定が失効しますのでご注意下さい。

詳細については 下記HPをご覧ください。 認定手続や認定基準等についても公表しています。

詳細は、なっとく!再生可能エネルギー



お問い合わせ窓口 0570-057-333 受付時間/9:00~18:00 (仕日祝、年末年始を除く)



(参考2-2)新認定制度等についての周知(周知第1段、チラシ・パンフレットの例)

平成28年5月25日



固定価格買取制度の認定を受けている皆様へ

改正法が成立し、固定価格買取制度が 平成29年4月1日から変わります。

接続契約の締結がお済みでない皆様

- ○新制度では、既に認定を受けている方も、<u>平成29年3月31日までに</u><u>電力会社との接続契約(注)が締結出来ていない場合には、原則、</u>認定が失効します。
- (注) 「接続契約」には、工事費負担金の支払いに関する契約を含みます。その他、詳細は下記のHPをご覧ください。
- ○未だ接続の申込みがお済みでない方は、工事費負担金の算出などに 一定の期間(9ヶ月程度)かかることがありますので、認定が失効 しないよう、早めの接続のお申込みをお願いします。
- ※なお、平成29年3月31日までに接続契約の締結をご希望の場合、 平成28年6月30日までに接続の申込みをしていただくよう各電力会社 から御案内がされています。詳細は、各電力会社のHP等で御確認下さい。

接続契約を締結済みの皆様

- ○運転開始済みの方など、接続契約の締結がお済みの皆様については、 新制度の認定を受けたものとみなされ、新制度が適用されます。
- ○ただし、改正法施行後一定の期間内に書類を提出していただくこと (10kW未満の太陽光発電の場合を除く。)が必要となります。
- ○また、一定期間内の運転開始等の条件が付される可能性があります。

詳細については今後、内容が決まり次第、下記のHPでお知らせします。

経済産業省資源エネルギー庁 HP「なっとく! 再生可能エネルギー」

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/

<固定価格買取制度に関するお問い合わせ>

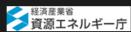
経済産業省 資源エネルギー庁 新エネルギー対策課 0570-057-333

電話受付時間 9:00~18:00 (土日祝日、年末年始を除く) <系統接続に関するお問い合わせ>

各電力会社のお近くのお客様センター または担当営業所まで

お近くのお客様センターまたは 担当営業所は各電力会社の ウェブページでご確認ください。

(固定価格買取制度のお知らせ) 固定価格買取制度が



平成29年4月1日から変わります。

認定を申請中又は取得済みで接続契約の締結がお済みでない方へ

- ○新制度への移行にあたり、**平成29年3月31日までに** 電力会社との接続契約(注)が締結出来ていない場合には、 原則、現行制度での認定が失効します。
 - (注)「接続契約」には、工事費負担金の支払いに関する契約を含みます。 その他、詳細は下記のHPをご覧ください。
 - ※全電源、全規模が認定失効の対象です。
- ○未だ接続の申込みがお済みでない方は、

工事費負担金の算出などに一定の期間(9ヶ月程度) かかることがありますので、認定が失効しないよう、 早めの接続のお申込みをお願いします。

※なお、平成29年3月31日までに接続契約の締結をご希望の場合、 平成28年6月30日までに接続の申込みをしていただくよう各電力会社 から案内されています。詳細は、各電力会社のHP等で御確認下さい。

詳細については今後、内容が決まり次第、下記のHPでお知らせします。

今後、重要なお知らせをメールでご連絡する場合がございますので、メールアドレスを ご登録いただきますようお願い致します。登録方法は下記HPをご覧下さい。

経済産業省資源エネルギー庁HP 「なっとく!再生可能エネルギー」

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/



< 国定価格買取制度に関するお問い合わせ> 経済産業省 資源エネルギー庁 新エネルギー対策課 0570-057-333

05/0-05/-333 電話受付時間 9:00~18:00

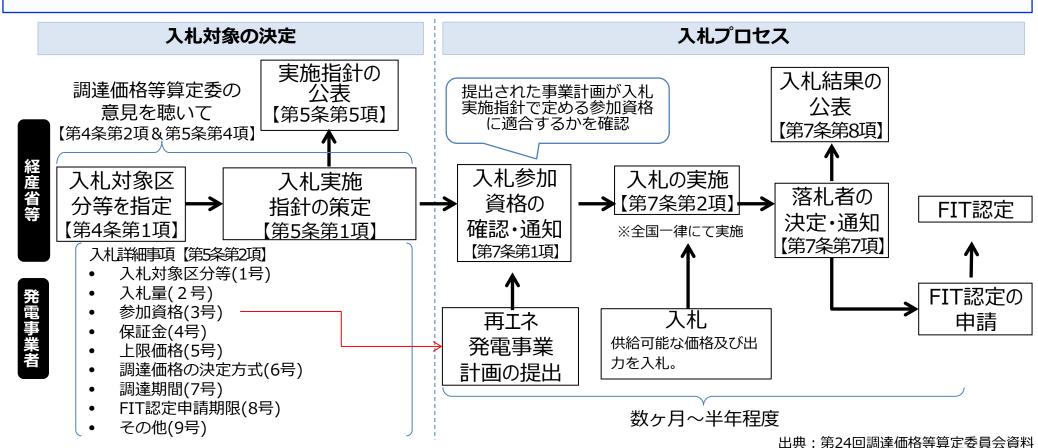
(土日祝日、年末年始を除く)

<系統接続に関するお問い合わせ> 各電力会社のお近くの お客様センター または担当営業所まで

お近くのお客様センターまたは 担当営業所は各電力会社の ウェブページでご確認ください。

(参考4-1) 入札制度のフロー

- 新FIT法では、入札制度の対象として指定された再生可能エネルギー発電設備の区分等においては、<u>調</u> **達価格を入札によって決定**することとなる。
- 入札に参加を希望する者については、**入札に先立って再生可能エネルギー発電事業計画を提出し、参 加資格の有無を審査**されることとなる。
- 入札参加資格が認められた者は、**安定的かつ効率的に電気を供給できる1kWh当たりの価格と発電出 力についての札**を入れる。
- 最も安価な札を入れた者から順次、**入札全体の募集容量に達するまでの者を落札者**とする。
- 落札者についてのみ、認定を取得する権利が付与されることとなる。



(参考4-2) 入札対象の電源種の考え方

■ 平成29年度の入札対象電源については、FIT導入後、他電源と比べ、①導入が大幅に達成されていること、②充分な認定件数を有すること、③コスト低下のポテンシャルが見込まれること、という3点から事業用太陽光発電とすることとする。

<平成28年8月末時点における再生可能エネルギー発電設備の導入状況>

設備導入量(運転を開始したもの) 固定価格買取制度導入後 再生可能 エネルギー 平成25年度 発電設備 平成24年度 平成28年度 平成26年度 平成27年度 制度開始後 の の の の の種類 の 導入量 導入量 導入量 合計 導入量 導入量 (7月~3月末) (8月末まで) 太陽光 96. 9万kW 130. 7万kW 82. 1万kW 85. 4万kW 29. 7万kW 424. 8万kW (944, 853件) (住宅) (288,118件) (206,921件) (178,721件) (211,005件) (60,088件) 太陽光 70. 4万kW 573. 5万kW 857. 2万kW 830. 6万kW 263. 3万kW 2595. 0万kW (非住宅) (17.407件) (103.062件) (154.986件) (116.700件) (34.753件) (426.908件) 6. 3万kW 4. 7万kW 22. 1万kW 14. 8万kW 9. 0万kW 56. 9万kW 風力 (5件) (14件) (26件) (61件) (26件) (132件) 0. 1万kW 0万kW 0. 4万kW 0. 5万kW 0万kW 1. 0万kW 地熱 (1件) (1件) (9件) (10件) (3件) (24件) 0. 2万kW 0. 4万kW 8. 3万kW 7. 1万kW 4. 8万kW 20.8万kW 中小水力 (13件) (27件) (55件) (90件) (48件) (233件) 1. 7万kW 4. 9万kW 15. 8万kW 29. 4万kW 12. 1万kW 63. 9万kW バイオマス (9件) (38件) (48件) (56件) (31件) (182件) 175. 6万kW 714. 2万kW 986. 0万kW 967. 7万kW 318. 9万kW 3162.5万kW 合計 (391.260件) (295.638件) (1, 372, 332件) (228.440件) (362,045件) (94,949件)

<買取価格の推移>

再生可能エネル ギー発電設備の 種類	H24買取価格 →H28買取価格
太陽光 (住宅)	42円→33円· 31円
太陽光 (非住宅)	40円→24円
風力	変わらず
地熱	変わらず
中小水力	変わらず
バイオマス	変わらず

[※] バイオマスは、認定時のバイオマス比率を乗じて得た推計値を集計。

[※] 各内訳ごとに、四捨五入しているため、合計において一致しない場合があります。

(参考4-3) 入札実施時期

- 事業機会の分散化と事務手続の時間を考慮し、原則、年2回(上期・下期)実施することとする。
- ただし、初年度(29年度)及び次年度(30年度)については試行的期間として位置付け、29年度に第1回、30年度に第2・3回(2年間で合計3回)を実施することとする。なお、29年度・30年度の調達価格等算定委員会にて入札結果を検証し、必要に応じて実施内容の見直しを行う。
- なお、年度ごとに上限価格を更新することを想定しているため、年度内最後の入札における落札者が 年度内に認定を取得できるよう配慮してスケジュールを設定することとする。

<入札手続のフロー>

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降	
4月		指定入札機関の業務規程策定			1
5月		入札募集要綱の公表(上旬)			7 2
6月		システム作成	第2回入札募集開始【P】	上期入札募集開始【P】	
7月		試験運用	第2回入札募集〆切【P】 第2回落札結果発表【P】	上期入札募集〆切【P】 上期落札結果発表【P】	
8月					
9月		第1回入札募集開始(上旬)			
10月	<u></u>	第1回入札募集〆切(上旬) 第1回落札結果発表(下旬)			2
11月	平成28年度 算定委		第3回入札募集開始【P】	下期入札募集開始【P】	1
12月	↓		第3回入札募集〆切【P】 第3回落札結果発表【P】	下期入札募集〆切【P】 下期落札結果発表【P】	
1月		平成29年度 算定委【P】 → 第1回検証・見直し] :
2月	入札実施指針の公表(上旬) 入札機関公募開始(上旬)		平成30年度 算定委【P】 → 第2・3回検証・見直し	算定委【P】 → 入札結果検証・見直し	
3月	入札機関の指定(中旬) 入札対象電源の指定(中下旬)	▼ 入札募集要綱の改訂【P】	入札募集要綱の改訂【P】	入札募集要綱の改訂【P】	

<入札実施プロセス> 入札募集要綱の公表 事業計画の受付開始 2ヶ月 事業計画の提出〆切り ※事業計画の審査 参加資格の通知 数 ケ 月~半年程度 入札募集開始 2週間 入札募集〆切 落札者の決定・通知 入札結果の公表 1ヶ月 FIT認定の申請 FIT認定の取得

(参考4-4) 試行期間中における入札対象規模、上限価格、入札量について ³⁷

- 入札対象規模は、第1回(平成29年度)、第2回・第3回(平成30年度)については、特別高圧連系が必要であり大規模事業者間における競争による価格低減効果が期待される2MW以上とする。
- 上限価格は、第1回については、事業者の予見可能性に配慮し、入札対象外の事業用太陽光と同額とし、第2回・第3回については、第1回の結果を検証した上で設定する。
- 入札量(入札全体の募集容量)は、入札量に対して応札量が不十分である場合、競争原理が働かず価格低減効果が低くなると考えられるため、**十分な競争が起きる容量**とする。
- 具体的には、近年における2MW以上の太陽光発電の認定容量の動向を踏まえ、また、事業者の予見可能性に配慮し、第1回~第3回で、合計1~1.5GWを募集することとした上で、第1回における入札量は、最大募集容量1.5GWの1/3の500MWとする。
- 第2回・第3回の入札量は、第1回の結果を検証した上で設定する。

<太陽光におけるシステム費の運開年別推移(規模別)>

<太陽光の年度別認定件数・容量>

5円/kV 44 -	V)				
77 -			_	<u> </u>	/未満
42 -			_	50-500k\	W未満
40 -			_	500-1,0 0	00kW未満—
38 -			_	1,000-2,	000kW未満
36 -			_	_ 2,000kW	以上
34 -					
32 -					
30 -					
28 -		I	I	I	
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年

	10- 50kW未満	50- 500kW 未満	500- 1,000kW 未満	1,000- 2,000kW 未満	2,000kW 以上
平成24年度	3,088 MW	1,168 MW	1,529 MW	3,503 MW	6,647 MW
	(118,831 件)	(5,227 件)	(2,062 件)	(2,230 件)	(387 件)
平成25年度	13,728 MW	1,708 MW	1,919 MW	6,230 MW	12,007 MW
	(393,021 件)	(6,657 件)	(2,846 件)	(4,096 件)	(616 件)
平成26年度	6,876 MW	941 MW	802 MW	2,025 MW	6,318 MW
	(232,521 件)	(3,817 件)	(1,239 件)	(1,336 件)	(272 件)
平成27年度	2,381 MW	428 MW	363 MW	813 MW	1,361 MW
	(82,534 件)	(1,669 件)	(563 件)	(538 件)	(81 件)
平成28年度	260 MW	80 MW	117 MW	194 MW	544 MW
(※)	(9,024 件)	(306 件)	(178 件)	(125 件)	(20 件)

※平成28年6月30日時点

(参考4-5) 運転開始期限を超過した場合の対応について

- 新FIT法施行後の新認定制度においては、国民負担抑制のため、**早期の運転開始(実際の発電開始)に** 向けたインセンティブを設けるべく、太陽光発電の運転開始期限を設定することとしている。
- 具体的には、本年8月1日以降に接続契約(工事費負担金契約まで)を締結する案件を対象として、新認定制度に移行後、住宅用太陽光については認定から1年、事業用太陽光については認定から3年という期限を設定することとしている。
- このうち、事業用太陽光について、運転開始期限を超過した場合の対応について、本小委(再生可能 エネルギー導入促進関連制度改革小委員会)において認定時の価格から買取価格を毎年一定割合 (例:年5%)下落させるか、買取期間を短縮させる、という2つのオプションを示していたところ、 調達価格等算定委員会で御議論いただいた結果、ファイナンスの実態や事業者の予見可能性、交付金 実務等に配慮し、**調達期間を超過期間分だけ月単位で短縮**することとされた。

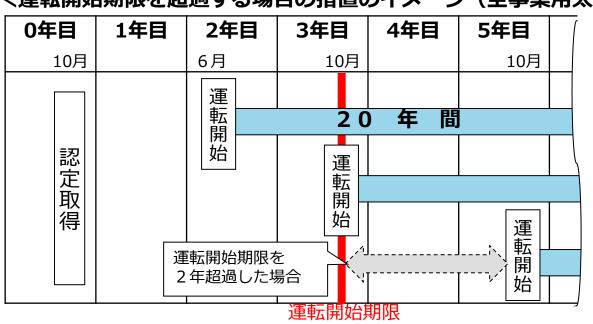
〈事業用太陽光について、運転開始期限を超過する場合の措置〉

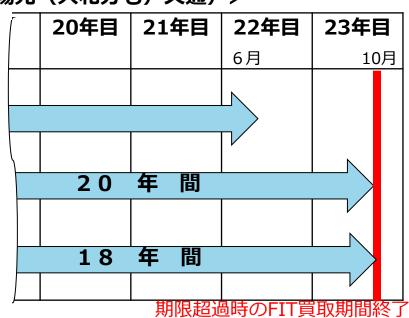
オプション	メリット	デメリット
①認定時の価格から買取価格を 毎年一定割合(例:年5%) 下落させる	■ 運開当初から発電事業者側の収入が 減ることとなるため、早期運転開始 のインセンティブが大きい。	■ 様々なパターンの買取価格を設定する必要があるため、分かりにくい。■ 月単位の下落幅設定は困難であり、 年単位の対応となる。
②買取期間を短縮させる (超過月分と同月の場合)	▼ 交付金は月単位で支給するため、買取期間を月単位できめ細かく調整しやすく、事業者の予見可能性も高い。■ 20年という買取期間のうち、17~18年で融資を回収するというファイナンスの実態に即している。	(①と比較した場合の相対的なデメリットは、特段なし)

(参考4-6) 入札対象案件の運転開始期限について

- 入札対象案件についても、落札後の運転開始期限を設定しない限り、応札価格の前提となるコストの基準が定まらず、何年も先のコストを想定した安価な価格で応札されるおそれもあるため、公正な競争環境が確立できないと考えられることから、運転開始期限を設ける必要がある。
- 再生可能エネルギーの早期導入促進という趣旨は、入札対象であるか否かを問わないものであり、入札対象となる事業用太陽光の出力規模も固定されるものではないことからすれば、入札対象案件の運転開始期限についても入札対象外の事業用太陽光と同様、落札後の認定取得から3年とする。
 - ※系統工事の長期化等によるコスト・リスク増加分は、応札価格への反映で対応すべきもの。
- また、運転開始期限を超過した場合の措置についても、通常の事業用太陽光の場合と同じ整理が適用可能であることに加え、FIT入札が「価格」についての入札である点を考慮し、調達期間を超過期間分だ け月単位で短縮とすることとする。

<運転開始期限を超過する場合の措置のイメージ(全事業用太陽光(入札分も)共通)>





(参考4-7) 落札者の調達価格・調達期間について

- FITにおいて入札制度を導入している諸外国においては、応札額を調達価格として採用する方式(pay as bid方式)又は落札者の中で最高額で落札した者の応札額を、落札者全員の調達価格として採用する方式(uniform pricing方式)のいずれかが用いられることが多い。
- ドイツのuniform pricing方式を採用した入札では、1ユーロセント以下という極端に安価な戦略的入札があった。
- 価格低減効果の健在化の観点や、事業者の予見可能性を高める観点から、調達価格の決定方式について、29年度・30年度においてはpay as bid方式を採用する。
- また、調達期間については、入札対象外の事業用太陽光と同様、20年間とする。

【参考】ドイツにおける入札の事例

	第1回	第2回	第3回	第4回
	(2015年4月)	(2015年8月)	(2015年12月)	(2016年4月)
募集容量	150MW	150MW	200MW	125MW
平均落札価格 (ユーロセント/kWh)	9.17ギ	8.48‡>	8.00*>	7.41ギ
入札価格範囲	8.48ギ	1.00キ²	0.09♯²	6.94キ²
(ユーロセント/kWh)	~11.29ギ	∼10.98キ²	∼10.98Წ²	∼10.98キ²
入札上限価格 (ユーロセント/kWh)	11.29ギ	11.18‡>	11.09ギ	11.09ギ
落札書価格	<u>差別価格方式</u>	均一価格方式	均一価格方式	<u>差別価格方式</u>
決定方式	(<u>Pay-as-bid)</u>	(Uniform pricing)	(Uniform pricing)	<u>(Pay-as-bid)</u>

(参考4-8) 入札実施主体、入札参加資格について

<入札実施主体について>

■ 入札は、国又は指定入札機関が実施することとなっている。今後、入札対象件数が増大していく可能性があること等に鑑み、**29年度から指定入札機関を実施主体**とする。

<入札参加資格について>

- 原則、認定申請の際の認定要件と同様の要件を求める。
- ただし、接続契約については、締結までに一定の時間を要することを考慮し、参加要件としては求めず、 落札した場合に認定取得までに工事費負担金契約まで締結することを求めることとする。
- 他方、入札に先立って接続契約(工事費負担金契約を含む)を締結し、系統工事のためのコストを確定させた上で応札額を決定したいというニーズにも配慮し、入札対象案件の接続契約については、落札を経た認定取得後の一定期間後まで支払期限の延長を可能とする措置を設けることとする。
- また、入札対象電源が大規模太陽光であることを考慮し、**あらかじめ、地域との共生を図るための一定 の取組**(自治体への事業計画の説明、他法令の許認可手続の確認等)**を求める**。
- ▶ 新FIT法第7条第2項 経済産業大臣は、(略)入札実施指針に従い、入札を実 施しなければならない。
- ▶ 新FIT法第7条第10項
 経済産業大臣は、その指定する者(以下「指定入札機)
 関」という。)に、入札の実施に関する業務(以下「入札業務」という。)を行わせることができる。
- ▶ 新FIT法第39条第2項 経済産業大臣は、指定をしたときは、入札業務を行わ ないものとする。

認定基準 ※再工ネ特措法施行規則に規定

事業計画が明確かつ適切に定められていること

分割しないこと

適切に点検・保守、維持管理を行うこと

系統安定化等について適切に発電事業を行うこと

設備の設置場所において事業内容等を記載した標識を掲示すること

適切な時期に費用、発電量等を(記録・)報告すること

設備の更新又は廃棄の際に、不要になった設備を適切に処分すること

適正な期間内に運転開始すること

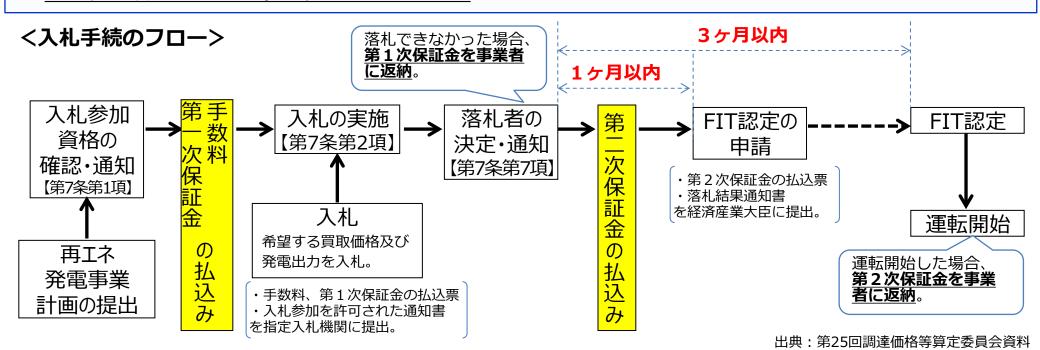
事業実施に必要な関係法令を遵守すること

接続契約を締結していること

場所が決定していること 等

(参考4-9) 保証金・手数料、認定申請期限について

- 適正な入札実施を担保するため、**入札参加者に対する保証金(第1次保証金)**を求める。
- 入札対象区分等においては、落札者のみ認定を取得し事業実施が可能となるため、**落札者の確実な事業** 実施を担保するため、落札者に対する保証金(第2次保証金)を求める。
- 入札を実施しているドイツ等の例を参考に、**第1次保証金は500円/kW、第2次保証金は5,000円** /kWとした上で、正当にプロセスを進めた事業者には全額返金することとする。
- また、指定入札機関が入札業務を運営するために必要な<u>実費を勘案</u>して**手数料**を定めることとする。
- 申請の準備期間等を考慮し、**落札結果の公表から1ヶ月以内の認定申請**を義務付けることとする。
- なお、落札案件については、落札時に実質的に決定した価格を認定取得によって早期に確定させ、速やかな事業実施を促すべきであるため、手続に要する一定程度合理的な期間を配慮し、原則として、落札後3ヶ月以内に認定を取得することを求める。



(参考4-10) 落札案件の事業変更の取扱いについて

- 落札後速やかな認定取得を求めるため、**認定取得前の事業変更は原則として認めない**こととする。
- 認定取得後、<u>事業内容が大幅に変わるような変更</u>(事業中止や大幅な出力減少等)は、その者による応札がなければその出力分だけ他者により事業実施が可能であったと考えられ、コスト効率的な再生可能エネルギーの導入を妨げるものであることから、<u>第2次保証金を全額没収することとし、認定を失効させることとする。また、速やかな運転開始を促すため、事業計画に自らが記載した運転開始予定日までに運転開始した案件について第2次保証金を返金し、同日を超過した場合には第2次保証金を没収する</u>(ただし、FITの適用を受けることは引き続き認める)。
- また、落札後の出力増加は、結果的に入札実施指針に定めた入札量(募集総量)を超過するおそれがあるため、一切認めない(第2次保証金全額没収+認定失効)こととするべきではないか。
- 他方、事業実施に際して、事業計画段階からの事情変更が起こりうることや、変更認定との整合性も 考慮し、**応札量に対して一定程度(20%)までの出力減少については、減少分相当の保証金を没収**す ることとした上で、事業実施を認めることとする。
- 加えて、事業形態の多様性を許容する観点から、**落札後の事業主体の変更は、認定取得後においては 認める**こととする。

	事業変更内容	措置
落札から認定取得までの間	事業変更全般	認めない(認定取得の権利の剥奪)
認定取得後	事業中止	● 第 2 次保証金全額没収 ● 認定失効
	大幅な出力減少(応札量に対して20%以上の減少)	
	出力増加	
	運転開始の遅延 ※事業計画に自らが記載した運転開始予定日までに運転開始しない場合	第2次保証金全額没収
	出力減少(応札量に対して20%未満の減少)	減少分相当の保証金没収
	事業主体の変更	認める

出典:第25回・第27回調達価格等算定委員会資料を元に作成